

令和4年1月11日（火）  
環境森林部 自然環境課 野生動物係  
電話：027-226-2874 内線：2874

## 群馬県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内7例目） に係る野鳥監視重点区域の解除について

<環境省、埼玉県、群馬県同時発表>

群馬県美里町の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認事例（家きん国内7例目）を受け、環境省が指定した野鳥監視重点区域において、県では野鳥の監視強化を続けてきました。その後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年1月8日（土）24時に環境省が当該区域の指定を解除しました。

### 1 経緯

- 令和3年 12月 6日(月) ・ 群馬県美里町の養鶏場において、飼養鶏の異常（まとまって死亡）がみられたことから、当該農場から埼玉県に通報。埼玉県による簡易検査の結果、A型鳥インフルエンザ陽性と判明
- 12月 7日(火) ・ 群馬県がPCR検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認  
・ 環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 12月 8日(水) ・ 群馬県が野鳥緊急調査を実施
- 12月11日(土) ・ 防疫措置完了
- 令和4年 1月 8日(土) ・ 野鳥監視重点区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、環境省が当該区域の指定を解除 ※  
24時

※「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）に基づき、野鳥監視重点区域は、家きんの場合、防疫措置完了日の次の日を1日目として、28日目の24時に解除されます。

### 2 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、最高レベルとなる「対応レベル3」とされていることから、引き続き県内での野鳥の監視を継続します。

#### 【参考情報】

下記のホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

- ・ 環境省HP ([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))
- ・ 群馬県自然環境課HP (<https://www.pref.gunma.jp/04/e2300215.html>)